

久留米市認定農業者認定要領

(目的)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化法に基づいて、自らの創意工夫により農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市が認定農業者に認定し、その計画的な改善を関係機関等と連携して支援することを目的とする。

(認定対象者)

第2条 市が認定する対象者は、農業経営改善計画（以下、計画という。）を作成して認定を受けることを希望する市内にのみ経営農地または農業生産施設の基盤を置いている農業経営を行う法人経営体または個人経営体（家族経営協定を締結した共同経営主を含む。）とする。

(認定基準)

第3条 作成された計画の認定における基準は、次のとおりとする。

- 1 経営規模や所得、労働時間など自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善など経営改善目標とその達成に向けた取組みが具体化された計画であること。
- 2 市の定める農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（以下、基本構想という。）に規定する年間労働時間（2,000時間程度）、及び農業所得（主たる従事者470万円程度、または一経営体当たり600万円程度）の目標を掲げた計画であること。
- 3 前項に示す農業所得の程度とは、80パーセントを下限とし、年間労働時間の目標は、個別の実状に応じて、弾力的に判断する。
- 4 農用地の効率のかつ総合的な利用を図るために適切な計画であること。また、地域でブロックローテーションに取り組んでいるような場合は、これに参加し農地利用に支障が生じない計画であること。
- 5 経営体が家族による経営の場合は、家族経営協定の締結を計画するなど経営改善を進める計画であること。
- 6 農業所得の申告実績のない者や申告実績が1年分の実績でない者の作成する計画の認定にあたっては、生産や出荷の実績が確認でき、その実績より少なくとも1年間の営農実績を推計できること。

(申請)

第4条 計画の認定を受けようとする者は、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号。以下、申請書という。）に必要な事項を記入し、市長に申請するものとする。

(認定審査会)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、別表1に示す市、県、申請者が関係する農業協同組合で構成する認定審査会で申請書を審査し、認定基準と照合した結果、認定が適当と認められたときは、申請者に通知するとともに、農業経営改善計画認定書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 認定審査会は、持ちまわりによる会に代えることができる。

(フォローアップ)

第6条 市は、関係団体と協力し、必要に応じて、経営状況の報告を求めるものとし、経営改善に対する指導を行うものとする。

(再認定)

第7条 認定の有効期間は、認定日から5年間とし、引き続き認定（以下、再認定という。）を希望する者は、有効期間の満了日より2ヶ月前までに申請書を再度提出するものとする。

2 再認定を希望する者の、直近の年間労働時間、農業所得の現状が、基本構想の目標値を下回る場合は、関係機関からの経営改善に関する指導会等を受講するものとする。

(認定の取消し)

第8条 認定農業者が、認定の有効期間の途中にあつて、認定基準を満たしていないこと、または認定基準を満たす見込みがないことが明らかになった場合は、市は改善指導を実施し、一定期間を経過しても改善が確認されない場合は、認定審査会において審査を行い、認定の取消しが適当と認められたときは、認定の取消しについて通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 認定審査会構成員

申請者の範囲	審査会の構成員
旧久留米市に居住または経営の基盤を置いている者の申請	農政部農政課
	朝倉農林事務所久留米普及指導センター
	久留米市農業協同組合
田主丸町に居住または経営の基盤を置いている者の申請	田主丸総合支所産業振興課
	朝倉農林事務所久留米普及指導センター
	にじ農業協同組合
北野町に居住または経営の基盤を置いている者の申請	北野総合支所産業振興課
	朝倉農林事務所久留米普及指導センター
	みい農業協同組合
城島町に居住または経営の基盤を置いている者の申請	城島総合支所産業振興課
	朝倉農林事務所久留米普及指導センター
	福岡大城農業協同組合
三潴町に居住または経営の基盤を置いている者の申請	三潴総合支所産業振興課
	朝倉農林事務所久留米普及指導センター
	三潴町農業協同組合

附 則

この要領は、平成18年10月1日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。